



2023年2月9日

各 位

会 社 名 株式会社ナカニシ
代表者名 代表取締役社長執行役員 中西 英一
(コード：7716 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経理部長 鈴木 大介
(TEL：0289-64-3380)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度）の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年3月30日開催予定の第71期定時株主総会（以下、本株主総会）に付議することにいたしましたので、お知らせします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、対象取締役）を対象に、当社の中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2007年3月28日開催の第55回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認をいただいております。また、2010年3月30日開催の第58回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を上記の報酬枠の範囲内で発行することをご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠の範囲内にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社の執行役員に対しても対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して付与される金銭報酬債権の総額は上記報酬枠の範囲内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とし、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合には、係る

分割比率又は併合比率等に応じて調整する)といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会で決定するものとします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として次の事項が含まれるものといたします。

- ① 一定期間(以下、譲渡制限期間)、本株式について、第三者への譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式の全部又は一部を無償で取得すること

本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は当社が指定する証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上